

令和 5 年度 科学研究費助成事業

社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割に関する研究 大正デモクラシー期を中心に ニューズレター

成果報告号 目次

巻頭言	ニューズレター 第 20 号の刊行にあたって	(新田 均) …… 1
パネル	「近代日本における社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割について」	
報告①	濟世病院と皇室の支援	(宮城洋一郎) …… 2
報告②	宮内公文書館所蔵『恩賜録』について	(岡本和真) …… 3
報告③	民力涵養運動前後の内務官僚と神社・神職	(藤本頼生) …… 4
報告④	女性をめぐる神社・神職の社会事業 —大日本敬神婦人会機関誌『女子道』から考える—	(小平美香) ……10
活動報告	令和 7 年度に開催した各研究会の活動報告	……12

巻頭言

ニューズレター 第 20 号の刊行にあたって

新田 均 (研究代表者・皇學館大学特別教授)

近代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会は、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間、「社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割に関する研究：大正デモクラシー期を中心に」とのテーマで、文部科学省の科学研究費の助成を受けてきた。本年度はその最終年にあたる。そこで、これまでの研究成果を、神道宗教学会学術大会のパネル発表に参加して公表することにした。このパネルは、令和 7 年 12 月 7 日(日)の 14 時 30 分から 17 時 30 分まで、「近代日本における社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割について」と題して、國學院大學 3 号館 3 階 3307 教室において開催された。本号には、そこでのパネラーの発表の概要、あるいはその一部を詳述したものを収録した。

このパネルの後、令和 8 年 3 月 4 日、本年度第 2 回の「皇室と福祉研究会」を、同じく國學院大學の 3 号館で開催し、翌日はエクスカージョンとして、塙保己一史料館、石川島人足寄場跡を見学した。この研究会の報告は、次号のニューズレターに掲載する予定である。なお、本研究を科研費で継続することはかなわなかったが、令和 8 年度から令和 10 年度まで、「近代における社会事業と皇室およびその周辺との関係：昭和期を中心として」とのテーマで、篠田学術振興基金助成金を得て研究を継続することができる。さらなる成果をめざして努力したいと考えている。

報告①

濟世病院と皇室の支援

宮城洋一郎（種智院大学人文学部教授）

真言宗の近代化を目指すべく明治36年（1903）6月に結成された「祖風宣揚会」は、その目的達成のために、慈善病院設立の構想を立ち上げた。それは、同会の中心人物であった土宜法龍が、同会目的を社会の公益事業を起こし、宗門を盛大ならしむとしたことに起因する。そこで、同会の清瀧智龍らにより準備が進められ、院長に小林参三郎を招聘し、財務上の支援を院主・矢野長藏に依頼して、明治42年6月に京都府知事の認可を得て、東寺境内の一角に建てられた。この濟世病院の命名は、土宜が「慈眼照世 悲手濟之」という題辞を与えたことによる。

濟世病院は、その「略則」にて「薬価手術料及入院料」を要求しないが、「浄財」の喜捨は受領するという立場から慈善病院として知られるようになり、内務省、京都府・市からの補助金を受け、また一般信徒からの寄附により運営していくことになる。

こうした同院の活動に対し、皇室からの支援もなされていく。まず、大正元年（1912）9月明治天皇の御大喪および同5年3月の大正天皇御大典に際しての「御用材御下付願」があった。これにより、病舎を建築して恩賜財団済生会患者の受け入れ、また慰安法話会場などの建築に宛てたという。大正2年9月、昭憲皇太后の京都行啓に際し、京都府知事を通して御下賜金を賜った。設立からわずか数年後の栄誉であり、ここに第一の課題がある。

その後、貞明皇后から二度にわたる御下賜金があった。大正6年11月、皇后の慈善救恤等の事業視察の

ための京都行啓に際し、蜂須賀侍従の差遣があり、そこで同院主事である清瀧智龍から、小林院長の「信仰治療」に関わる説明と、同院が浄財の喜捨を受け入れる方針が「人としての体面を保つ防貧的救療」を目指すものであると説いた。ここに、皇室の支援から導かれた第二の課題がある。

大正11年11月、皇后による桃山御陵参拝行啓があり、東寺宝物館を訪れた際に吉見典侍を同院に差遣し、御下賜金を賜った。小林院長、清瀧主事らが院の方針として仏教主義による心身両面からの救済を目的とすることなどを説明した。

次に、大正14年11月、東伏見宮大妃が関西愛国婦人会大会のために入洛された際に、「社会事業奨励の思召し」により、濟世病院を視察。同院の説明を受け、患者とも話を交わされ、「御菓子料として金一封」を下賜された。これを受けて、主事・清瀧は「大妃殿下の御台輪」が京都市立の二つの施設と同院の三ヶ所であったことから、私立社会事業団体としては当院のみという光栄であり、設立から十数年で数度の支援を得てきた喜びを率直に語っている。

このように、皇室からの支援が顕在化した大正年間の御下賜金、御菓子料下賜などをあげたが、ここから導かれる課題を検討してみたい。

まず、設立から数年後に御下賜金を賜ったことである。多くの場合、御下賜金は当該事業への功労を賞することを目的とするため、こうした例は少ない。この点について、室田保夫氏は、「施薬救療の勅語」を發布して、「下層貧民への救療の必要性を訴えた内務省や皇室にとって、濟世病院は格好の模範的病院であった」とする（『近代日本の光と影 慈善・博愛・社会事業を読む』関西学院大学出版会、2012年、403頁）。この「模範的病院」とはどのような意味を持つのか。「済生勅語」（明治45年2月）發布を経て、無料低額での医療を進める恩賜財団済生会による救療事業がはじまるが、京都府の場合は大正元年に医師会や私立病院協

会に診療を委託することからはじまっており、診療所開設は大正10年2月の西陣診療所が最初で、同13年までに計4ヶ所が造られたにすぎない。独自の病院建設は昭和四年竣工まで待たなくてはならなかった。したがって、大正期は概ね委託診療に頼らざるをえず、入院患者を収容でき、無料および喜捨金により運営されている濟世病院には、多くの期待が寄せられていた。「濟生勅語」発布の二年前に設立され、勅語の趣旨に先行して運営に当たっていた濟世病院が「模範的」とされる所以でもあった。

次に、「防貧的救療」に関しては、濟世病院の運営の基本は略則に示すように救貧であり、医療を提供することは防貧につながるものである。特に、同院は大正3年に昼間診療を受けることのできない人びとを対象に夜間診療を開始し、貧困に陥る状態を防止する役割を果たしていた。その一方で、清瀧は無料の弊害を説き、人としての体面を保つためには喜捨などの自主的な行為の必要性を説いていた。そこには、法話会などを通して教義の浸透を図ってきたことも重要な点であったと推察できる。

こうして、救貧的救療と喜捨金方式を取り入れて、防貧に一定の意義を付与させたところに、濟世病院の立脚点が見出され、それを支えたのが皇室の支援を栄誉と受け止め、人としての体面を保つことを説いたことが、関連していたのであった。

報告②

宮内公文書館所蔵『恩賜録』について

岡本和真（一御田神社権禰宜）

「恩賜」とは天皇から物を賜ることを意味する。本発表において検討する宮内公文書館所蔵『恩賜録』は明治3年(1870)から昭和62年(1987)までの恩賜の記録であり、総簿冊数は595冊を数える。

明治以降、大規模災害時に皇室から賜金がかかること、すなわち「恩賜金」の下賜が一般的となり、それらが与えた影響について研究が進められてきた。

本発表で検討対象とした『恩賜録』については、磐梯山噴火の際の恩賜金下賜に言及した北原糸子氏や社会事業団体への下賜を取り上げた遠藤興一氏の一連の研究をはじめとして、災害地域における受容や、制度面からみた恩賜金下賜など、複数の視点から研究が進展している。一方でこれら個別の事例研究が進展する中、明治から昭和戦前期にかけての変遷についての研究は十分に行われてこなかったと言ってよいだろう。

特に大規模災害において現地の実況を把握するために侍従の派遣が行われたことの意義については、谷山恵林の『日本社会事業大年表』において戦前期より特記される事項でもあったことから、改めて恩賜金下賜の中での位置付けをすることは重要だと考えている。

よって本発表では侍従派遣の意義を明確にするために、明治大正昭和と時代ごとの恩賜金下賜の特徴を捉え、その変遷を明らかにすることを目標とした。

まず『恩賜録』においては、災害時に恩賜金が下賜された初例は明治12年(1879)12月に約2300戸の焼失が起きた函館大火に対して下賜されたものである。この函館大火は、同年同月の東京日本橋・京橋大火、明治13年(1880)2月の山形水害と併せて、明治13年8月の新潟大火に際する恩賜金下賜の先例として提示されており、災害時恩賜金下賜が一定の基準による制度として確立していく上でも重要視された。しかし実

際には明治5年(1872)に浜田県で起きた浜田地震の際に3000円が下賜されており、これが『恩賜録』には記述されていないことを確認した。同様に侍従派遣についても、明治17年(1884)8月の中四国九州暴風雨に際して侍従派遣が行われたのが初例と考えられているが、『恩賜録』『日本社会事業大年表』ともに、明治21年(1888)の磐梯山噴火をその嚆矢としており、やはり実際に行われながらも『恩賜録』では記載の無い事例が複数あることを指摘した。

大正期に移ると、下賜の内容にも変化があり、社会事業を行う団体への下賜が増加し、大正10年(1921)からは恒例化することとなる。大正12年(1923)の関東大震災を受けて下賜の金額が増加していくが、それと同時に恩賜金の下賜や侍従の派遣についての基準が改めて明確になっていくこととなる。特に大正13年(1924)8月の台湾暴風雨に際し、天変地異に恩賜金が下賜されるのが恒例になったにもかかわらず、火災と水害以外の災害時、地震・津波・難破・炭鉱爆発・鉄道事故等の際には毎回詮議をする必要が生じていたためこれらを改善する必要が議論されており、より制度的な意味合いが強くなる。侍従派遣についても災害時に行われるものに加え、廃兵院や衛戍病院への使者として侍従武官が派遣される等、明治期と比較して派遣の範囲が広がりを見せているといえる。

こうした形で恩賜金下賜の機会が増加していく一方で、昭和9年(1934)の東北凶作に対して50万円の下賜が決定した際には恩賜金を受け取る側である地方自治体の都合により侍従の派遣が延期され、翌年春には派遣中止となるなど、侍従派遣を形式的に役人を派遣する行為であると受け止められていた姿を明らかにした。

これらの点により、当初の災害時恩賜金下賜は天皇の慈恵という点を強く感じさせるものであり、大正期になり制度として確立した。しかし昭和戦前期にはそれらを拝受する側からも、実況を見分するはずの侍従側からもそうした気運が失われていることを指摘した。

報告③

民力涵養運動前後の 内務官僚と神社・神職

藤本頼生（國學院大學神道文化学部教授）

はじめに一地方改良運動から民力涵養運動へ

近代日本における対外戦争のうち、明治37年(1904)～38年(1905)に起こった日露戦争は、約108万人の国内出征兵士と約84,000人の戦死者、約143,000人の負傷者を出し、そして当時の日本の国家予算の約7倍にあたる約20億円の戦費支出による非常特別税の設定など、国力の大きな低下を招いたことでも知られている。日露戦争後、国内の農村や人心の疲弊をいかに解消してゆくかは、政治上の大きな課題ともなっていたが、その日露戦後に内務省地方局の主導にて社会教化、社会救済のために実施されたのが、地方改良運動や感化救済事業であった。

その後、大正期に入り同じく内務省主導にて実施された行政施策が民力涵養運動である。民力涵養運動は、地方改良運動からの流れを受けたもので、第一次世界大戦後の大正8年(1919)3月1日、当時の床次竹二郎内務大臣から各府県長官宛に発せられた内務省訓令第94「民力涵養二関スル内務大臣ノ訓令」を契機として、各府県で開始された様々な社会生活・規範・儀礼等の改良活動、社会事業の総称である。内務省ではすでに大正6年5月に「民力涵養および貯蓄奨励に関する件」、翌7年には「勤儉貯蓄に関する件」を発していたが、これらは軽薄化した風俗の矯正を進めるよう各地方長官に訓令し、地方改良運動以降続く社会教化に関する活動を強化するよう喚起していたものである。あわせて大正6年8月に内務省に救護課が設置され、翌7年6月には救済事業調査会が設置された。こうした中央・地方における社会救済のための行政機構が整備される流れのなかで実施されたのが民力涵養運動であった。この運動に呼応するかのよう行政機

構の改編がなされ、前出の内務省訓令第 94 の発出から約 1 年半後の大正 9 年 8 月 23 日に勅令第 285 号にて内務省官制が改正となり、地方局社会課が改組されて内務省に社会局が設置され、大正 11 年勅令第 460 号によって同省から特立した¹。大正 9 年の設置当初の分課規程では、

第一課

- 一 罹災救助、窮民救助、其他賑恤救済ニ関スル事項
- 一 軍事救護ニ関スル事項
- 一 職業紹介、授産事業其他失業ノ救済防止ニ関スル事項
- 一 其他他ノ局課ニ属セサル社会事業

第二課

- 一 感化教育其他児童保護ニ関スル事項
- 一 共済組合及小資融通施設ニ関スル事項
- 一 民力涵養ニ関スル事項
- 一 社会教化事業ニ関スル事項

とあり、同局は設置当初から民力涵養と社会教化が行政事務分掌のなかに組み込まれていたことが明らかである。

民力涵養運動は当該時期に官制の運動として府県単位にて全国的に行なわれたという点では地方改良運動よりも組織的であり、社会教化的な運動が中心であったことが特徴である。大正 12 年（1923）9 月 1 日に近代以降、国内で最大の自然災害による死傷者を出した関東大震災が発生したこともあって、翌 13 年（1924）以降は、民力涵養運動は勤儉奨励運動へと移行したが、前出の訓令発令当初は地方局、その 1 年後からは内務省社会局がこの運動を所管していた。

床次内相は前出の内務省訓令第 94 にて「国体」の観念とともに、「立憲」の思想を強調しており、「健全なる国家観念」とあわせて「自治」「公共心」の育成を説き、伝統と近代性を混在させていた。実践項目では、資本労働の協調が産業発達・社会の平和を保持する第一義とされ、勤労を助長し、貯蓄の奨励、衣食住の改良による簡易生活、冠婚葬祭の送迎、娯楽の改良などを行うなど合理性に力点。訓令の発令後、道府県・郡支庁・

各市町村および各管内の各民間団体が、「民力」もしくは「自治」の名の下に実行計画を立てて実施することとなった。

初代の社会局長は池田宏であったが、設置当時に社会局第一課長兼第二課長で二代目局長の小橋一太の後に局長となったのが田子一民である。田子は「社会行政要領」のなかで、社会事業の綱目として、①生出の保護、②教育の保護、③職業の保護、④生活の保護、⑤精神の保護を掲げており、最後に民力涵養運動と青年団のことに関係して、その青年団の殿堂である日本青年館の建設について記載している。社会局による社会行政の一環として取り扱われた社会教化事業のなかでも内務省の所管事項で、民力涵養運動以前の大正 4 年（1915）からその設立が奨励されていたのが「青年団」である。青年団については、日露戦後に政府が学校教育の充実とともに社会教育の充実を図るため、青年教育と補習教育の振興を行い、大正 4 年に文部・内務両省と陸軍が青年団体を自治団体でなく修養団体とし、各地で青年団の活動が盛んとなっていったことが知られる。その結果、大正 13（1924）年には大日本連合青年団が結成された。大正 9 年（1919）に創建された明治神宮の内苑および同 15 年（1926）に完成した明治神宮外苑の造営には、約 11 万人の全国の青年団員が奉仕しており、境内への献木をはじめとして創建に大きく貢献したが、青年団の活動はまさに民力涵養運動そのものであった。明治神宮の造営には、神社局第一課長で青年団運動にも関与し、のちに青年団運動の父とも称された田澤議鋪や、のちに当時明治神宮造営局総務課長、神社局第二課長にて、のちに神社局長や神社本庁事務総長となる吉田茂など、明治神宮造営局および内務省神社局の内務書記官（内務官僚）が関与したことが知られているが、この点でも神社神道との関連を窺うことができよう。

1. 民力涵養運動前後の神社および神職

一方、民力涵養運動前後の時期の神社および神職の動きについても着目してみたい。大正 7 年（1917）7 月に富山で発生した米騒動に伴って、各地で困窮した貧民の救済や生業扶助等の社会事業がなされることと

なり、埼玉県では「埼玉県救済協会」が設立されるなどし、皇室からの賑恤もみられたが、翌年3月からは、民力涵養運動が開始されることとなる。当該時期に茨城県内の郡役所の発行した冊子や茨城県神職会が行った県外での社会事業視察とその報告内容にも着目してみると、大正8年9月に刊行された（茨城県結城郡役所発行）の冊子『民力涵養』には、郡町村、学校や青年会（青年団）、神職会など各種団体が行う事項のなかで神社に関わる事項が多数みられる。やや長いが抄出し、各実行事項のなかで神社に関わる事項を一部掲げると（前掲『民力涵養』1～47 p）、

郡 …第五に毎年祈年祭に於て自治奉告祭を執行すること

町村…第四に三大節には午前六時に祝砲三発を打ち上げ、毎戸休業して祝意を表すること
第五に各神社の祭典には氏子は必ず参拝し、敬神の誠意を表すること²

第八 毎年祈年祭に於て自治奉告祭を執行すること

第十二 巡回文庫の設備を十分にすること

第十七 時勢に鑑み規約を設けて日常生活及社交上の風習等を改善すること

町村実行組合規約準則

第七條の五 敬神崇祖の美風を馴致すること

第十一 冠婚葬祭及軍人入退宮等に際しては同慶同弔の誠意を表し、力めて冗費を省くこと

町村同必行細則例

第二條 毎朝伊勢大神宮、宮城及祖先の靈に対し礼拝を行い、神社忠魂碑の前を通行する時は敬礼を為すべし

第三條 休業日は凡そ左の通りとし、郷黨慰安を共にし個々の部落若しくは個人に於て濫りに休業せざるものとす

- 一 三大節
- 二 鎮守祭礼
- 三 孟蘭盆会

四 その他町村にて定めたる休業日

第五條 軍人の入隊の際に於ケル送迎は左の各項に依るものとす但し充員臨時召集の場合は別に之を協定するものとす

一 送迎旗及金品ノ贈答又は饗応は之を廃止す

二 神社に於て送迎式を行い町村界に送迎すること

学校 第三 朝礼の際皇大神宮及び宮城に向かつて遥拝すること

第五 卒業記念に神社境内に植樹すること

第六 毎月一回祖先の墓に墓参すること

第七 神社、忠魂碑の前を通行するときは敬礼せしむること

第十一 三大節其の他學校の挙式の際には多数の参列を促すこと

郡教育会³ 第一 通俗講話会を開催して國家的觀念の養成に努めること

第三 貧困兒童の救護を為すこと

第四 生徒兒童教員篤志功勞者の表彰を為すこと

第五 巡回文庫を設置して図書を選択に努めること

青年会 第三 鎮守の祭典に参列してその斡旋を為すこと

第四 神職氏子と協力して社殿樹木の保存並びに境内の掃除をなすこと

第五 必要に応じ境内に植樹をなすこと

第六 祖先の墳墓を清潔にし毎月参拝をなすこと

第七 軍人会と協力して戦病死者の墳墓、忠魂碑を掃除して招魂祭及び展墓を為すこと

在郷軍人会 第三 鎮守の祭典に参列してその斡旋を為すこと

婦人会 第二 三大節其の他祭日記念日には家庭において祝意を表せしむること

と

第三 子女をして毎朝各戸に於てお皇大神及び仏前に礼拝せしむること

神職会…神職の養成に努むること

祭式古典及事務の講習会を開き神職の修養に努むること

講演会を開催して其の地神社の由来を一般に周知せしむること

神社と氏子とを接触すべき各種の施設を為すこと

境内樹木の保護補植及清潔保持に努むること

社殿其の他工作物の設備を十分にし常に其の修繕に努むること

宝物所有の神社は神庫を建設すること

町村農会 第二 三大祝日及び重なる祭典記念日には式場に参列すること

第四 品評会増収会等の褒賞授与式は成るべく神社にて挙行すること

町村地主会 第五 各種の褒賞授与式は成るべく神社にて挙行すること

産業組合 第二 三大祝日及び重なる祭典記念日には式場に参列すること

などの事項が挙げられる。例えば、青年団の年中行事には、青年団の雄弁会や補習学校、競技大会などの他に、皇大神宮や宮城の遥拝、氏神への礼拝、例祭への参加などもみられ、このことは茨城県内だけではなく、他県の青年団でも同様にみられることである⁴。

また、若干時代が下るが『会報』27号（茨城県神職会、大正14年12月）の記載には、「寄書」として茨城県神職会の「県外視察報告書」（筑波山神社社司藤咲英次郎）があり、その視察報告のなかに各府県（広島・岡山・香川・大阪・京都・奈良・滋賀・愛知・静岡・東京）の神社による社会事業について多数の記載がある。社会事業について藤咲が一定の記載をした神社、団体は広島県・官幣中社巖島神社、岡山県・県社岡山神社、兵庫県・別格官幣社湊川神社、県社七宮神社、

大阪府・官幣大社生國魂神社、奈良県・官幣大社春日神社、奈良県庁、京都府・官幣中社八坂神社、平安神宮、滋賀県・官幣大社多賀大社、滋賀県犬上郡役所、静岡県庁、静岡市・国幣小社浅間神社、東京府・官幣大社日枝神社などであるが、茨城県神職会では敬神思想の涵養をなし、国体の精華である敬神思想の涵養をなすため、一層の努力が必要だと考えており、西日本各県で視察した各社においては、講演会を開き、雑誌を発刊、講社を組織して、もっぱら善導に努めていることや、その各社では氏子と神社との関係としては、氏子子弟の入学及び卒業報告祭、青年祭、徴兵入営式、消防出初式などを執行し、神前結婚式を一般的に奨励する傾向にあることを窺い知ることができる。また、氏子が神社の施設に共鳴して旧習慣、恒例によって私祭を盛大に行われているような事例（例＝平安神宮の時代祭、生國魂神社の夏祭り）も紹介している。また、神職の後継者問題、神社奉務の神職が欠けることへの対処として静岡県がやや積極的に対処しており、滋賀県犬上郡の場合は兼務前提での対応にてやや変則的であるとされている。

また、茨城県内の郡役所の動きとして、やや時期は下るが当時の郡長の訓示の一部を掲げておきたい（大正14年8月の茨城県氏子総代崇敬者総代及び神社関係者会議での尾戸次作⁵久慈郡長の訓示内容の一部⁶）訓示では地方教化の源泉は神社の隆昌と神徳の発揚にあるとしており、指示事項および注意事項に社会事業、民力涵養に関する事項が見られる。

指示事項

- 一、尚齒会設立に関する件
- 一、社会的事業に関する件
- 一、自治奉告祭に関する件
- 一、基本財産増殖に関する件
- 一、神職待遇に関する件
- 一、境内設備に関する件
- 一、神前結婚奉告祭に関する件
- 一、境内老木保護に関する件
- 一、氏子会設立に関する件
- 一、神社祭典に関する件

注意事項

一尚齒会設立に関する件

高齢者に対して敬意を払う美風を涵養するための策として年一回神前もしくは適当な場所にて招神を行い、挙行。75歳以上の老人を招くとともに青年男女も出席させる。尚齒会は老人慰安の方法を講じ、一般に敬神思想涵養を基準として講演講話を行うとともに可成記念品の贈呈。

一社会的事業に関する件

神社により一層の崇敬心を涵養することは緊要

- イ 品評会を開催して産業上の奨励に努める
- ロ 神饌田に優良種子を栽培して種子の頒布を為す
- ハ 氏子中篤行者の表彰を実施
- ニ 社会風教改善のため、神社を中心とした講演会を開催
- ホ 青年団処女会等の指導啓発に関して一層の力を致すこと
- ヘ 生徒児童入退学奉告祭の実行に一層努めること
- ト 青年団又は学校生徒をして時々境内の清掃を行はしめ、さらに一層励行すること

一自治奉告祭に関する件

町村自体に協力一致の観念を養成し、町村自体に対する自覚を促し、平和を庶幾する、敬神思想を培養し、町村民の幸福を醸成。

一境内老木保護に関する件

神社境内に立木繁茂が必要。境内の森厳さの保持にも老木にも相当の保護が必要。

根、幹、葉、を含め、樹木維持のための手法がイ～トまで記載。

一氏子会設立に関する件

氏子の協調諧和を図り併せて神社崇敬の実を挙げるため、氏子会を設立して氏子

の衆心を一つにして神社を中心として諸般の事項に懇談熟議の上、神社の隆昌を図り、氏子の健全なる発達を図るため適当なる計画の上、氏子会の設立を望む

2. 内務官僚（神祇行政官僚）と民力涵養運動

こうした神社・神職の動きと相呼応するかのよう、当時の内務官僚も神社や神職が関与する社会事業の在り方について独自の考え方を述べていた。紙幅もあるため、本稿では一例として、神社局長や社会局長官を務め、まさに民力涵養運動、社会事業と神社・神職の活動との間に立って行政施策に関与していた人物でもある前出の吉田茂⁷の著述のみであるが、取り上げておく。

吉田は「神社に就て」内務省地方局編『地方改良の研究 第二』（大正11年、帝國地方行政学会）のなかで、「在来からある吾々の国民思想の上に活きた貴重な意味を持って居る神社を他の目的に応用するといふ考は、これは本末を誤ったことと考えます、勿論神社と国民生活との間の密接な関係を助長する爲に或る種の仕事を神社に附設して有益な場合があるには違ひないけれども、神社応用論と私の名付けます意味の論は、これとは神社と国民との間を結付けることに於て其の主眼点の置き所が違ふのでありますから、此の如き心持で神社に社会的施設をすることは避けなくてはなりません」とし、例えば、「実例に付て申しますれば、神社を中心として運動会を催すと云ふやうにすると其の運動に特殊な神聖な心持が湧いて来るのであります、此點に考を置かずに、単に運動のみを本位として設備をする神社があつて、少し邪魔にはなるがまあ大分広い地面が明いて居るからあの地面を整理して運動場を拵へやうと云ふやうなことで、神社の神苑を伐開いて運動場を造ると云ふやうなことになつては運動の爲に神社は夫丈犠牲にされることになる、神社としての用が夫丈狭められることになるのであります。殊に都会の神社に付てさう云ふ意味の所謂神社解放論が唱へられた実例を承知して居るのであります、物の変革が

多い際には此の種のことは余程用心をして居らぬと取返しの付かぬ結果に立到ることがにと限らぬのであります」

一方で、

「神社に関して何か施設をなさうといふのは結構であります」と述べているものの、

「神社本来の目的を損なはなぬやうにするといふ點に注意なさるやうに願ひたい」

と所謂、軽率な神社境内解放論への危惧を述べ、「神社に関する施設が適切に行はれるやうに願う」とも述べている。吉田は、明治神宮の創建で培われた国民の敬神観念の涵養は民力涵養と密接に関連しており、社頭の講演会や神威発揚の講演会、参拝会、敬神思想の涵養に資する社会に対する実際の運動が必要としている。神社と実社会との交渉を密接にするため、近年、神社に社会政策的な意味をもつ施設を設けることが行われはじめており、境内に運動場、児童遊戯場、公園地、図書館、社務所に人事学校を設けて神職が相談相手になるなど神社と氏子崇敬者との関係を密にし、社会政策の目的に応用としていこうとする企ては必要であるとしている。その一方で安易な神社境内解放論には気を付けなければならないと指摘している。

おわりに

明治中期以降、大正期までの神社や神職の篤志的社会事業や社会事業と神祇行政に携わった内務官僚の業績の検討は、神道社会事業史の研究の上では、まさに手薄な部分であり、今後も一人でも多くの神職の活動を拾い出していきたいと考えている。また本稿で取り上げた茨城県内の資料から、民力涵養運動の内務省訓令、対象とした茨城県内の郡長訓示から6年後の大正14年の段階でも対神職会に履行が促された事項を中心に郡長の訓示や指示が継続されていることを窺うことができた。茨城県神職会では訓示の事項の内容に着目しつつ、西日本から東海地区にかけての県外神社視察を行って必要な聞き取りを行い、報告をなしており、民力涵養運動に示された事項と具体的な神社においてなされた社会事業の内容の差異はあるものの、実際に当時の神社に求められたものはむしろ社会教化の領域

であり、思想善導、講演会、神職の養成、樹木を含む境内の整備なども含まれていたことが明らかとなった。なお、一部の神社で示された神前結婚式の奨励を社会事業と考えるか否かであるが、結婚相談事業などは戦後でも社会事業の一部と考えられており、その点ではさらに研究を行っていきたいと考えている。また、吉田の説いた神社施設の運用論についても検討を行う必要があるが、いずれにせよ、今後、他県における民力涵養運動実施当時の活動状況なども調査し、考察検討を続けていきたい。

※なお、本稿は、神道宗教学会第79回（令和7年度）学術大会（令和7年12月7日）に行ったパネル発表「近代日本における社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割について」（パネル代表者 藤本頼生）での筆者発表「社会局設置前後の内務官僚の思想と神社・神職の社会事業」をもとに適宜加除修正を加え、原稿化したものであり、令和5年度～令和7年度 科研費研究「社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割に関する研究：大正デモクラシー期を中心に（基盤研究〔C〕 課題番号 23K01830 研究代表者新田均皇學館大学教授）」の科研研究の成果でもある。

注

- ¹ 内務省の外局の社会局時代は長官が置かれており、その中には神社局長を務めた塚本清治、吉田茂、松本学らも長官を務めていたことが知られる。昭和13年（1938）に社会局は内務省の衛生局とともに内務省から分離され、厚生省となった。
- ² なお、寺院についても項目があり、法要の執行の際は祖先の追弔回向のため、寺院の参拝、墓所の掃除を怠らないことが掲げられる。
- ³ 町村教育会も同様。
- ⁴ 一例であるが、埼玉県大里郡の青年団の年中行事などが挙げられる。
- ⁵ 尾戸次作（おと・じさく）は内務属、地方事務官、新潟県刈羽郡長などを務めた内務官僚。地方局にて活躍し、当該時期は大正13年から久慈郡長を務めていた時期にあたる。
- ⁶ 茨城県神職会『会報』27号、27～32頁。
- ⁷ 吉田茂については、拙稿「吉田茂」『戦後神道界の群像』（神社新報社、平成28年）や、拙著『神道と社会事業の近代史』（弘文堂、平成21年）、を参照。

女性をめぐる神社・神職の社会事業

—大日本敬神婦人会機関誌『女子道』

から考える—

小平美香

(学習院大学非常勤講師 天祖神社宮司)

本報告は明治末期から大正期における地方神社、神職の社会事業に関し、とりわけ女性をめぐる活動の一端を明らかにすることを目的とした発表である。事例として挙げたのが、都濃郡鹿野村（現周南市鹿野）二所山田神社の社司宮本重胤（明治14年〔1881〕～明治34年〔1901〕）と妻藤子の活動である。その活動と思想は、彼が地域の女性たちを対象とした敬神婦人会を基に創立した「大日本敬神婦人会」の機関誌、『女子道』の記事から考察した。『女子道』は、明治39年（1906）から昭和17年（1942）の間に、月一回、第433号まで発行されており、本報告は、全体を網羅した検証には至っていない。しかし記事を追っていくと、その活動は戊申詔書からはじまる①地方改良運動、②民力涵養運動、③国民精神に関する作興の詔書という上からの教化政策に呼応した側面をもっていることが明らかになった。以下報告のレジюмеに従って、要点をまとめた。

(1) 『女子道』にみる地方改良運動と「社会的事業」「社会教育」

明治41年（1908）10月13日の戊申詔書発布直後の『女子道』には、神職・神職夫人が神社を中心として「社会的事業」に積極的な関わりをもつべきだと説かれている。宮本の意味する「社会的事業」の内容と共に、この用語が政策として公的に用いられる大正9年（1920）の社会局設置以前に神職によって遣われていることも注目される。戊申詔書が発せられた同年11月の『女子道』誌面には詔書が掲載され、

宮本はこの詔書により同会の「女子の社会教育」への貢献を志すとある。

また第一次世界大戦後の大正期の「民力涵養運動」において一層重視されるようになる「神社中心主義」であるが、宮本は神職の「社会教育事業」への関わりに強く同調しながらも、一方で神社の記念殿堂視への危機感を持ち、神職の本務として神霊奉仕を重視する。これは当時の宗教行政における「神社非宗教論」に対する宮本の批判的な持論へと展開していくものである。

(2) 『女子道』にみる

「大日本敬神婦人会」の慈善事業

慈善事業は大日本敬神婦人会の主たる事業としては位置付けられていない。しかし明治43年（1910）8月の関東大水害に際しての義援金活動や、それにつづく明治44年（1911）の米価暴騰時の鹿野村救済同志会報告の掲載、大正12年（1923）の関東大震災への支援の呼びかけなど、慈善活動に関する記事が誌上に散見し、その慈善活動は、村内のささえあいとしての活動から全国レベルのものにも及ぶ。また関東大震災の記事には、慈善活動に対して皇室、特に皇后や女性皇族を模範とする考え方がみとれる。

宮本にとっての「慈善」とは、「貴賤貧富の別こそあれ等しく皆神様の赤子」であり、同情、憐みの情は「自からに神様が御授け下さつた^{うまれながら}本然の性」であった。その本然の性に従って慈善の行為をなすのは「神様に御仕へする訳なので私共の当然の義務」とあり「神さまへの^{おやくめ}使命を全ふする一面の道」とあり、その慈善事業の根本は敬神思想にもとづくものであったといえよう。

(3) 山口県における

「大日本敬神婦人会」の評価

こうした「大日本敬神婦人会」の事業は、山口県神職会から賛助がなされ、県内神職組織と連携した活動も行っていたことが、明治、大正期の誌面から窺われる。例えば明治44年は山口県神職会から「大日本敬

神婦人会を組織し雑誌女子道を発刊し多年斯道の為め尽瘁し其功績又渺なからず」と宮本と妻の藤子が表彰されており、県神職会の理解、支援が得られている記事は注意したい。また、大正14年（1925）7月20日、山口県地方改良会支会発会式に際し、宮本は、地方改良功労者としても表彰を受けている。宮本の活動はどのように県内で地方改良運動の評価も受けており、神職として、官製の教化政策に呼応する側面が指摘できる。一方で、宮本の教育や社会、女性に対する活動の背景には、長州藩山口県の地域性や県内の仏教寺院の活動もみておかななくてはならない。

本は女性の「社会教育」を志しているが、その活動の源泉に「婦人を導き、助け、救う」使命があったことも重要であろう。今後の神社神職の社会事業を考えるために、慈善活動も含めた宮本の社会事業の実態をさらに検証していきたい。

（4）国民精神作興の詔書をめぐって

関東大震災後の「国民精神作興ニ関スル詔書」発布（大正13年（1923）11月10日）に対しては、宮本は『女子道』通巻209号（大正12年11月30日）誌面に詔書を掲載し「国民精神振作に関する御詔書一度二度三度これを奉唱してどうしたらいゝかと目先の闇くなるこゝちが致します」と記している。詔書に対する宮本のこうした思いは、自身が詔書敷衍講演の実施や『女子道』にその講演録「通俗講演大御言」を掲載することにも繋がっていくのである。

まとめ

『女子道』の記事からは国家の教化政策に対して地域の神社が社会問題を考え、神職としていかに人々を教化しようとしたのか、その活動の一端がみえてくる。また詔書に対する宮本の言説からは、皇室への思いと活動が深くつながっていることも読み取れよう。

宮本の思想や活動を考える上では、神職としての敬神に基づく「教化」の側面はもちろん、「女性」という視点も外せない。明治期に発刊された女性雑誌『女学雑誌』（明治21年、141号）では、仏教界の活発な女学運動として、仏教系女学校の設立や女性雑誌の発行を例に挙げる一方で、「神道界の極めて冷々たるを懐歎せざるを得ず」と指摘している。こうした状況のなかで、明治、大正期の宮本の活動は、女性をめぐる神道界の社会事業として極めて貴重な活動である。宮

令和7年度第1回研究会

- ◆日時 令和7年9月10日(水) 10:00より
- ◆場所 皇學館大学7号館722教室
- ◆出席者
板井正斉／岡本和真／小平美香／尾崎剛志／櫻井治男／田浦雅徳／高野裕基／新田均／藤本頼生／宮城洋一郎

※オンライン参加：小平

- ◆研究発表(対面・Zoom併用 10:00～15:00)
【発表Ⅰ】宮城洋一郎「濟世病院史研究に関する四つの視点」
【発表Ⅱ】田浦雅徳「香川敬三文書に見る皇室と福祉の展開過程」【発表Ⅲ】
【発表Ⅲ】藤本頼生「大正期の社会事業と内務官僚—内務官僚守屋栄夫と地方自治・社会事業—」
【発表Ⅳ】小平美香「愛国婦人会と社会事業」

- ◆研究計画検討会(対面 15:00～16:00)
今後の方針についての打ち合わせ

令和7年度第2回研究会

- ◆日時 令和8年3月4日(水) 13:00より
- ◆場所 國學院大學渋谷キャンパス3号館
- ◆出席者
岡本和真／小平美香／櫻井治男／杉山里枝／田浦雅徳／新田均／藤本頼生／宮城洋一郎／室田保夫

- ◆開会挨拶(13:00～13:15)
新田均

- ◆講演(13:15～14:30)
杉山里枝(國學院大學経済学部教授)
「渋沢栄一の社会事業」

- ◆研究発表(14:40～16:50)
【発表Ⅰ】田浦雅徳「日本近代における皇室福祉をめぐる人々」
【発表Ⅱ】宮城洋一郎「濟世病院と皇室の支援について」

- ◆意見交換会(17:00～17:30)

フィールドワーク

- 日時 令和8年3月5日(木) 10:00～14:00
- 場所

- ① 埴保己一史料館(東京都渋谷区東2丁目)
- ② 石川島人足寄場跡(東京都中央区佃公園)

近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会ニューズレター
発行／皇學館大学 現代日本社会学部 新田均研究室
所在地／三重県伊勢市
■皇學館大学ホームページ 研究開発推進センター サイトにて公開
URL : <http://kenkyu.kogakkan-u.ac.jp/center/seika.php>

13号よりISSN (ISSN日本センター)の申請を行い、オンライン不定期刊行物としてナンバーを表示しております。

ISSN 2436-5343